

王寺町の財政健全化判断比率等を公表します

～ 令和5年度決算 ～

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、地方公共団体の財政状況や公営企業会計の経営状況を客観的に表し、「財政の早期健全化や再生の必要性」並びに「公営企業の経営健全化の必要性」を判断する指標を定めています。

指標には、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」、「資金不足比率」があります。それぞれの比率において、早期健全化基準（経営健全化基準）を超えた場合には「財政健全化計画」、財政再生基準を超えた場合には「財政再生計画」を定め、公表することとなっています。

《実質赤字比率》

地方公共団体の最も主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

※王寺町では、「一般会計等」には、「一般会計」及び「墓地取得特別会計」が含まれます。

※標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入される経常的な一般財源の規模を示すものです。健全化判断比率の算出では、臨時財政対策債の発行可能額が含まれています。

《連結実質赤字比率》

上下水道等の公営企業を含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

※王寺町では、「国民健康保険特別会計」、「介護保険特別会計」、「後期高齢者医療特別会計」、「介護サービス事業特別会計」、「王寺駅南駐車場特別会計」、「水道事業会計」、「下水道事業会計」が含まれます。

《実質公債費比率》

単年度の地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

※直近3ヵ年の平均値を算出しています。

《将来負担比率》

地方公共団体の借入金（地方債）などの現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

※将来に渡って算入される交付税や特定財源の歳入見込を基に算出しています。

《資金不足比率》

公営企業の資金不足（赤字）額の大きさを、その公営企業の事業規模に対する割合で表したものです。

※王寺町では、「水道事業会計」、「下水道事業会計」が含まれます。

【王寺町の健全化判断比率及び資金不足比率】

＜表 1 王寺町の健全化判断比率＞

(単位：％)

		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率 (3年平均)	将来負担比率
王 寺 町	令和3年度	—	—	6.2	—
	令和4年度	—	—	6.7	—
	令和5年度	—	—	6.7	—
早期健全化基準		14.48	19.48	25.0	350.0
財政再生基準		20.00	30.00	35.0	

注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字の場合には「—」で表示します。

将来負担比率は、将来負担への充当可能財源が将来負担額を上回った場合には「—」で表示します。

＜表 2 王寺町の公営企業会計の資金不足比率＞

(単位：％)

		水道事業会計	下水道事業会計
王 寺 町	令和3年度	—	—
	令和4年度	—	—
	令和5年度	—	—
経営健全化基準		20.0	20.0

注) 資金不足比率は、資金不足額が無い場合には「—」で表示します。

以上のように、令和5年度決算に基づく王寺町の比率は、早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準を下回っています。実質公債費比率は、6.7％となっています。単年度では0.4ポイント悪化(7.4％→7.8％)しており、主な要因としては、下水道事業会計への公債費の繰出金の増や一部事務組合に対する負担金の増など、公債費が増加したためです。

町財政を取り巻く環境は、少子高齢化が進むことにより、社会保障費が増加する一方、生産年齢人口(15歳～64歳)の減少に伴い税収の減少も見込まれ、厳しい状況にあるといえます。対応策として、町内での出産や若い世代の転入・定住を促進するため、子ども・子育て施策を拡充するとともに、王寺駅周辺と国道168号沿道を中心とした商業の活性化や観光産業の振興による税源涵養を図っていかねばなりません。今後、経常経費の削減と、新たな政策を両立させていくには、限られた財源をどの施策に使っていくのか、緊急性、重要性など優先順位を見極めていくことが必要になってきます。より効果的な財政運営を行うことで、足腰の強い財政基盤を確立させながら、王寺町が「暮らし満足度」県内トップのまちになることを目指していきます。